

令和7年度 入所選考基準表

【入所選考について】

在園児童・入園申込児童について、世帯の状況等を確認し、選考により保育の必要性の高いお子さんが優先となります。
在園児童は現況届により、入園申込児童は申込書類により審査し、次の算定指数により選考します。

【選考方針】

- ①3歳以上児は優先します。(特に4・5歳児は就学前のため、校区内の園優先)
- ②低年齢児(2歳未満)のお子さんを家庭で保育されている場合、上のお子さんの入園を優先します。

「入所選考基準指数表」と「調整指数表」の指数を合計します。

「基準指数」+「調整指数」=「算定指数」

→ 選考の際の指数(保育の必要性)になります。

【入所選考基準指数表】

事由	保育の必要度		基準指数	保育認定期間
就労	月20日(週5日)以上勤務 (自営・在宅勤務も含む)	1日の労働時間(休憩込み)が8時間以上の場合	10	最長就学前まで
		1日の労働時間(休憩込み)が6時間以上8時間未満の場合	8	
		1日の労働時間(休憩込み)が4時間以上6時間未満の場合	6	
	月16日(週4日)以上、20日未満勤務 (自営・在宅勤務も含む)	1日の労働時間(休憩込み)が8時間以上の場合	9	
		1日の労働時間(休憩込み)が6時間以上8時間未満の場合	7	
		1日の労働時間(休憩込み)が4時間以上6時間未満の場合	5	
	内職を行うとき(週4日以上)	1日の労働時間が6時間以上の場合	5	
		1日の労働時間が4時間以上6時間未満の場合	4	
		内職と在宅児の家庭内保育を行う場合	6	
	その他	上記以外の就労の場合	1～3	
妊娠・出産	出産前・出産間もないとき		10	出産予定月の前月1日～出産後6か月が経過する月の末日まで
疾病・障がい	疾病を有しているとき	医師の診断により保育が不可能・日常的に困難な場合	10	必要な期間
		医師の診断により保育に当たることが部分的に困難な場合	6	
	障害を有しているとき	身体障害者手帳・精神障害者福祉保健手帳・療育手帳を持っている場合	6～10	
		手帳はないが、障害等を有している場合	1～5	
介護・看護	同居の親族の介護・看護をしているとき	次に該当する人の介護・看護を常時行っている場合 ・身体障害者手帳1又は2級 ・要介護4又は5 ・常時介護・看護が必要(常時臥床等)	10	必要な期間
		次に該当する人の介護・看護を常時行っている場合 ・身体障害者手帳3級 ・要介護3又は2 ・療養が必要な場合	6	
		その他の場合	4	
	別居の親族の介護・看護をしているとき	次に該当する人の介護・看護を常時行っている場合 ・身体障害者手帳1または、2級 ・要介護4又は5 ・常時介護・看護が必要(常時臥床等)	3	
		次に該当する人の介護を常時行っている場合 ・身体障害者手帳3級 ・要介護3又は2 ・その他の場合	2	
災害復旧	火災・震災・風水害にあい復旧作業を行っているとき	罹災証明の交付を受けている場合	10	必要な期間
求職活動	求職活動を行っているとき		4	最長2か月
虐待・DV	虐待・DVのおそれがあるとき		10	必要な期間
就学	学校に在学しているとき	学校(職業訓練校も含む)に通っている場合	7	必要な期間

【調整指数表】

項目（該当するもの全てが対象）	調整指数
市内の保育園・認定こども園・地域型保育事業所に在園し、令和7年度も引き続き入園する継続児童	6
生活保護世帯・要保護世帯	16
ひとり親世帯	10
ひとり親世帯で、親と子のみの世帯の場合	6
父母のいずれかが令和7年度中単身赴任している場合	4
保育料を正当な理由なく、滞納している場合（分納誓約を履行している場合を除く）	-5
保育可能な65歳未満の祖父母と同居の場合（調整対象は令和7年4月1日時点で0～2歳児に限る）	-8
保育可能な65歳未満の祖父母と近居（同じ町内）の場合（調整対象は令和7年4月1日時点で0～2歳児に限る）	-5
市内の保育園・認定こども園に在園し、令和7年度からは小学校区外から校区内の保育園・認定こども園に転園を希望している場合（調整対象は令和7年4月1日時点で4もしくは5歳児に限る）	4
兄弟姉妹が令和7年度に保育園・認定こども園・地域型保育事業所に在園している場合	3
兄弟姉妹で同時に入園申込をする場合	2
双子・三つ子で入園申込をする場合	3
育児休業明けで入園申込をする場合（令和7年4月1日時点で1歳児）	2
育児休業明けで入園申込をする場合（令和7年4月1日時点で2歳児以上）	6
一斉申込期間を過ぎて入園申込をした場合	-5
入園申込をした園児に障害がある場合	1～5
職場の託児所・認可外保育施設・市内の地域型保育事業所に、令和7年3月まで入所している場合 調整対象 ・託児所、認可外保育施設・・・令和7年4月1日時点で2歳児以上に限る ・地域型保育事業所・・・令和7年4月1日時点で3歳児に限る	4
父又は母が越前市内の保育園・認定こども園・地域型保育事業所で保育士（保育教諭）として勤務している、もしくは勤務予定の場合	4

保護者が保育を必要とする理由が2つ以上ある場合は、主たる事由を保育の必要性とみなし、基準指数を決定します。

算定指数が同点の場合は、以下の項目を総合的に判断し、入園を内定します。

ア	外勤者を優先する。
イ	就労内容（勤務時間、通勤時間等）を比較する。
ウ	祖父母等が市外等、近くにいる世帯を優先する。
エ	保護者の収入の少ない世帯を優先する。
オ	家庭で低年齢児を保育し、上の子の入園を希望している世帯を優先する。
カ	小学校区域内の施設に申込みをしており、保護者の住所がその校区内である世帯を優先する。
キ	育児休業を長期間取得した世帯を優先する。
ク	父又は母が保育士（保育教諭）として保育所等で勤務している、若しくは勤務予定の場合を優先する。
ケ	事情があって一度退園した児童が、再度同じ園に入園する場合を優先する。
コ	兄弟姉妹が市内の異なる園を利用しているため、同じ園への転園を希望する児童を優先する。